

四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議の設置について（公示）

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）として、「四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議」を平成 29 年 6 月 22 日に設置したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

1. 協議会の名称

四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議

2. 協議会に係る法第 21 条第 1 項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

四国中央市子ども若者総合相談センター（福祉部発達支援課内）

3. 協議会を構成する法第 19 条第 1 項に規定する関係機関等の名称

国及び地方公共団体の機関

四国中央保健所、市内各県立高等学校、県立新居浜特別支援学校、
四国中央警察署、四国中央公共職業安定所、東予若者サポートステーション、
四国中央市教育委員会、四国中央市福祉部こども課・福祉部生活福祉課・
福祉部発達支援課・市民部保健推進課

特定非営利活動法人その他の団体

四国中央市校長会、四国中央市幼稚園長会、四国中央市保育協議会、
四国中央市社会福祉協議会、四国中央市基幹相談支援センター、
宇摩医師会、社会福祉法人澄心、社会福祉法人光と風、特定非営利活動法人今人倶楽部、
四国中央地区保護司会